

京都大学フィールド科学教育研究センター  
海域ステーション  
舞鶴地区実習宿泊施設使用内規

(平成15年5月30日センター長裁定)

(平成23年2月9日センター長裁定)

(主旨)

第1条 京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）舞鶴地区の実習宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の使用については、この内規の定めるところによる。

(使用者の範囲)

第2条 宿泊施設を使用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学・教育機関の学生又は教職員で、水産学に関する実習教育並びに研究のため、フィールド科学教育研究センター舞鶴水産実験所（以下「実験所」という。）を利用する者
- (2) 本学の教職員で実験所へ出張を命ぜられた者
- (3) その他実験所長が認める者

(使用の手続)

第3条 宿泊施設を使用しようとする者は、別に定める舞鶴水産実験所宿泊施設使用申込書を前もって実験所長に提出し、その許可を得なければならない。

(使用の変更等)

第4条 前条の規定は、宿泊施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を変更しようとする場合に準用する。

- 2 使用者がその使用を中止しようとする場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 実験所長は、使用者がこの内規に違反したときは、当該許可を取消することができる。

- 2 前項のほか、実験所において特に必要がある場合は当該許可を変更し、又は取消することがある。

(使用料)

第6条 使用者は別表に定める使用料を納めなければならない。

- 2 別表に定める「正課の実習教育」とは、本学の開講科目、若しくは、他大学・教育機関（高等学校、高等専門学校）が実験所を利用して行う必要がある実習科目で、本学の開講科目に準ずることを舞鶴水産実験所共同利用運営委員会が認定した科目をいう。
- 3 前項の舞鶴水産実験所共同利用運営委員会については、別に定める「京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション舞鶴水産実験所共同利用運営委員会内規」による。

4 使用料は前納とし、返還しない。ただし、前条第2項により使用の許可を変更し、取消した場合は、その全部または一部を返還することができる。

(使用者の心得)

第7条 使用者は、別に定める使用者心得を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第8条 使用者は、その責に帰すべき理由により宿泊施設の施設又は物品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 宿泊施設に関する事務は、実験所事務掛において処理する。

附 則

この内規は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

別表

使用者の区別	1泊あたり使用料金
正課の実習教育を受ける学生	900円
正課の実習教育を受ける学生以外の使用者	1,100円